

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月12日

【四半期会計期間】 第27期第1四半期(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

【会社名】 トランス・コスモス株式会社

【英訳名】 transcosmos inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼COO 奥田昌孝

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

【電話番号】 03-4363-0140

【事務連絡者氏名】 常務執行役員CFO 本田仁志

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

【電話番号】 03-4363-0140

【事務連絡者氏名】 常務執行役員CFO 本田仁志

【縦覧に供する場所】 トランス・コスモス株式会社 大阪本部
(大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第26期 第1四半期 連結累計期間	第27期 第1四半期 連結累計期間	第26期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	37,108	38,184	151,687
経常利益 (百万円)	1,260	1,907	6,512
四半期(当期)純利益 (百万円)	758	1,345	4,469
四半期包括利益または包括利益 (百万円)	1,037	1,676	3,494
純資産額 (百万円)	42,031	44,707	44,410
総資産額 (百万円)	93,201	92,628	90,134
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	18.44	32.70	108.63
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	41.2	44.6	45.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第26期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて2,494百万円増加し、92,628百万円となりました。このうち流動資産につきましては、3,485百万円増加し、64,588百万円となりました。これは財務体質の改善などにより、現金及び預金が増加したことによるものであります。固定資産につきましては、990百万円減少し、28,040百万円となりました。これは当社における欠損金に係る繰延税金資産が減少したことによるものであります。

また、負債の部につきましては、前連結会計年度末に比べて2,198百万円増加し、47,921百万円となりました。これは主に、賞与引当金の当期分積み増しによる増加などによるものであります。

純資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べて296百万円増加し、44,707百万円となり、自己資本比率は、44.6%となりました。

(2) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、東日本大震災の影響により輸出・生産が減少したものの、サプライチェーンの早期回復もあって一部では持ち直しの兆しも見られました。しかしながら、電力供給不足による企業の生産活動の制限や消費マインドの冷え込み、原油価格の高騰や円高進行といった景気下振れリスクも多く、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境は、情報サービス市場では、全体としては企業の設備・ソフトウェアへの投資が減少傾向にあるものの、BCP（緊急時事業継続計画）の観点から、IT資産を自社で保有せずネットワークを介してITサービスを利用可能とするクラウド・コンピューティングやオペレーションの分散化を目的としたアウトソーシングの活用、海外でのIT投資促進の動きが活発化するなど、ITサービス需要が徐々に回復してきております。デジタルマーケティング市場では、震災により広告活動自粛の影響は一部あったものの、好調なリスティング広告に加え、マーケティング活動にソーシャルメディアを活用する企業が増加しており、引き続き市場は拡大傾向にあります。

このような状況の下、当社グループは、新たな成長の土台を固めることを本年度のスローガンに掲げ、変化する企業ニーズを見据えた付加価値の高いITサービスの強化に努めてまいりました。

国内では、既存事業の生産性、収益性の改善に引き続き取り組むとともに、注目度の高いFacebookやTwitterなどのソーシャルメディアの運用面をサポートする、「ソーシャルメディア運用サポートサービス」に加え、米国Wildfire Interactive Inc.と提携し、ソーシャルメディアマーケティングプラットフォーム「Wildfire」の日本国内でのサービス提供を開始するなど、ソーシャルメディアにおけるマーケティングプロモーション、データ収集／分析、運用などトータルでサポートできる体制を強化いたしました。海外では、SaaS型テキストマイニングツール「見える化エンジン」の中国語版の販売を開始し、グローバルでVOC（Voice of Customer＝顧客の声）を収集・分析・共有していくことができるサービス体制を強化いたしました。

以上の取り組みの結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高38,184百万円となり前年同期比2.9%の増収となりました。利益につきましては、売上高の増加および売上総利益率の改善などにより、営業利益は1,871百万円となり前年同期比70.7%の増益、経常利益は1,907百万円となり前年同期比51.3%の増益、四半期純利益は1,345百万円となり前年同期比77.3%の増益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(単体サービス)

当社におけるアウトソーシングサービス事業等につきましては、ITサービスの需要拡大やコスト適正化による収益性の改善の影響もあり、売上高は31,229百万円と前年同期比4.5%の増収となり、セグメント利益は1,698百万円と前年同期比176.0%の増益となりました。

(B to B国内子会社)

B to B国内子会社につきましては、前期に実施したグループ再編の影響により、売上高は5,241百万円と前年同期比6.4%の減収となりました。また、コールセンターサービス子会社における、センター拡張費用の増加などにより、セグメント利益は75百万円と前年同期比26.0%の減益となりました。

(B to B海外子会社)

B to B海外子会社につきましては、中国におけるコールセンターサービスの受注が比較的好調に推移し、売上高は3,471百万円と前年同期比5.7%の増収となりました。また、オフショア開発の利益改善などにより、セグメント利益については、23百万円（前年同期はセグメント損失17百万円）となりました。

(B to C子会社)

B to C子会社につきましては、製品のリリース時期の影響などにより、売上高は769百万円と前年同期比13.1%の減収となり、セグメント利益は22百万円と前年同期比90.3%の減益となりました。

なお、セグメント利益につきましては、四半期連結損益計算書における営業利益をベースにしております。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体的意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値は、お客様の満足度の大きさに価値を置き、企業価値の維持・向上に努めております。当社の企業価値の源泉は、(ア) 情報処理アウトソーシングビジネスの先駆けとして創業以来蓄積してきた総合的な「技術力」、(イ) 環境変化に即応し最新技術を創意工夫で融合させていくことのできる「人」の存在、(ウ) 独立系企業としての強みを生かして構築された様々な「顧客との間の安定的・長期的な信頼関係」にあると考えております。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の

源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取り組みの具体的な内容の概要

(a) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み（中期経営計画等）

当社は、当社の企業価値の源泉を踏まえ、創業以来、一貫して標榜してきた「顧客第一主義」という理念のもと、以下の諸施策に取り組むことで当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上を図ってまいります。

(i) グローバル化市場でのサービスの提供

当社は、平成7年に初めて中国市場に進出し、高品質・低コストでのシステム開発（オフショア開発）事業へ参入したのを皮切りに、現地向けのコールセンター、デジタルマーケティング、ビジネスプロセスアウトソーシング等グローバル市場でのサービス体制の構築・展開を加速させております。とくにコア事業であるコールセンターサービスのグローバル化を推進し、中国、韓国、タイ等にコールセンター拠点を設け、アジア主要10言語に対応する『グローバルコールセンターサービス』の提供を開始する等、ますます顧客志向がグローバル化していくことに備え、グローバルでの競争力強化に取り組んでまいります。

(ii) 業種・業務に特化したサービスの提供

法改正等に代表されるとおり企業を取り巻く環境は刻一刻と変化し続けております。この変化とともにアウトソーシングニーズはますます多様化してきており、また業種特有の課題がより多く顕在化してきております。当社は、多様化しているニーズに総合的に対応していくため、「業界別営業体制」を採用しております。各業界・業種のプロフェッショナルである「人」と「技術力」を用意し、どの業界のお客様企業にも最適なサービスを提供できるように、より一層のサービス体制の強化に取り組んでまいります。

(iii) グループ各社との連携による高付加価値・高品質なサービスの提供

当社は、当社が持つ独自サービスに加え、分析力、技術力といったそれぞれの分野で高い専門性を持つ企業も多く抱えております。このようなグループ各社との連携を深め、当社の「人」による運用力をベースに高い事業シナジーを創出し続けていくことで、より高付加価値・高品質なサービス提供を実現していくとともに、独自性と総合力でコスト競争力強化に取り組んでまいります。

（コーポレート・ガバナンスの強化）

当社は、透明性の高い公正な経営を実現すべく、取締役の任期を1年とし、10名の取締役のうち3名を独立性のある社外取締役とすることにより経営に対する監視機能の強化を図っております。また、意思決定の迅速化による事業環境変化への対応力強化を図るため執行役員制を導入しております。監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役会等の重要な会議に出席するほか、当社および国内外子会社への監査を実施し、取締役の職務執行の監査を行っております。なお、当社は、独立性のある社外取締役3名と社外監査役2名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの具体的な内容の概要

(i) 当社は、平成21年5月20日付取締役会決議および平成21年6月25日付第24回定時株主総会決議に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を、平成21年7月1日をもって導入いたしました。本プランの概要については、下記(ii)のとおりであります。

(ii) 本プランの概要

ア 本プランの目的

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するため、当社株

式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

イ 対象となる買付等

本プランは、下記（ア）または（イ）に該当する当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。但し、当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。

（ア）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

（イ）当社が発行者である株券等について、公開買付を行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

ウ 本プランの発動に係る手続

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等を当社に対して提出していただくとともに、当社が交付した書式に従い、株主の皆様への判断等のために必要な所定の情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付いたします。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。また、独立委員会は、買付者等および当社取締役会からの情報等（追加的に提供を求めたものも含みます。）を受領してから原則として最長60日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討、買付者等との協議・交渉等を行います。

そのうえで、独立委員会は、買付等について、下記エにおいて定められる発動事由に該当すると判断した場合、原則として、当社取締役会に対して、本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施することを勧告いたします。なお、独立委員会は、下記エにおいて定められる発動事由のうち発動事由その2（以下、「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、あらかじめ新株予約権の無償割当ての実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものといたします。

また、当社取締役会は、本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際してあらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができます。

当社取締役会は、上記の独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議を行い、また、上記の株主総会の決議が存する場合には、その決議に従います。

エ 新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

① 株券等を買占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為

- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、または買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適當な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な「仕組み（人と技術力の融合）」や当社の従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

オ その他

本プランに従い株主の皆様に対して割当てられる予定の新株予約権は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会または株主総会が別途決定した金額を払い込むことにより行使することができ、かかる行使により原則として普通株式1株を取得することができます。また、買付者等およびその関係者による権利行使は原則として認められないという行使条件、および当社が買付者等およびその関係者以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。

本プランの有効期間は、平成21年7月1日から第24回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

③ ②の取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期経営計画およびコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。また、導入に当たり株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間が約3年と定められており、いわゆるサンセット条項が付されていること、および有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等、株主意を重視するものとなっております。さらに、本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、経営陣からの独立性を有する社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等を利用し助言を受けることができるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性も担保されております。

したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は160百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	48,794,046	48,794,046	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	48,794,046	48,794,046	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年6月30日	—	48,794,046	—	29,065	—	—

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,648,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,927,400	409,274	—
単元未満株式	普通株式 218,046	—	—
発行済株式総数	48,794,046	—	—
総株主の議決権	—	409,274	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が9,800株含まれております。
2 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) トランス・コスモス 株式会社	東京都渋谷区渋谷 3-25-18	7,648,600	—	7,648,600	15.68
計	—	7,648,600	—	7,648,600	15.68

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）および第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	31,797	35,029
受取手形及び売掛金	23,406	22,889
有価証券	27	12
商品及び製品	41	38
仕掛品	552	594
貯蔵品	52	30
繰延税金資産	3,769	4,296
その他	1,894	2,166
貸倒引当金	△438	△468
流動資産合計	61,102	64,588
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,685	3,692
工具、器具及び備品（純額）	2,495	2,530
土地	1,145	1,150
その他（純額）	335	378
有形固定資産合計	7,661	7,751
無形固定資産		
のれん	※1 297	※1 234
ソフトウェア	1,266	1,256
その他	326	303
無形固定資産合計	1,891	1,793
投資その他の資産		
投資有価証券	3,919	3,927
関係会社株式	3,358	3,476
その他の関係会社有価証券	75	71
関係会社出資金	368	373
繰延税金資産	2,707	1,755
差入保証金	4,584	4,542
その他	4,784	4,661
貸倒引当金	△318	△312
投資その他の資産合計	19,479	18,495
固定資産合計	29,031	28,040
資産合計	90,134	92,628

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年 6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,118	3,844
短期借入金	*2 846	*2 664
1年内償還予定の社債	1,070	1,070
1年内返済予定の長期借入金	12,152	8,383
未払金	2,435	2,637
未払費用	5,077	5,506
未払法人税等	592	207
未払消費税等	1,337	1,495
賞与引当金	3,107	4,183
その他	1,367	1,637
流動負債合計	32,105	29,630
固定負債		
社債	1,660	1,660
長期借入金	8,525	13,266
退職給付引当金	127	131
訴訟損失引当金	2,555	2,555
その他	749	677
固定負債合計	13,618	18,290
負債合計	45,723	47,921
純資産の部		
株主資本		
資本金	29,065	29,065
資本剰余金	20,510	20,510
利益剰余金	10,289	10,277
自己株式	△15,922	△15,922
株主資本合計	43,943	43,930
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△149	△150
為替換算調整勘定	△2,752	△2,475
その他の包括利益累計額合計	△2,902	△2,626
少数株主持分	3,369	3,403
純資産合計	44,410	44,707
負債純資産合計	90,134	92,628

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	37,108	38,184
売上原価	30,602	31,185
売上総利益	6,506	6,998
販売費及び一般管理費	5,410	5,127
営業利益	1,095	1,871
営業外収益		
受取利息	15	13
受取配当金	1	22
持分法による投資利益	24	77
デリバティブ評価益	67	77
助成金収入	188	74
その他	55	36
営業外収益合計	352	302
営業外費用		
支払利息	145	118
為替差損	32	132
その他	10	15
営業外費用合計	188	265
経常利益	1,260	1,907
特別利益		
関係会社株式売却益	5	—
貸倒引当金戻入額	23	—
企業立地助成金等	13	35
その他	35	16
特別利益合計	76	51
特別損失		
固定資産売却損	5	0
減損損失	81	20
投資有価証券評価損	0	39
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	53	—
その他	64	40
特別損失合計	206	101
税金等調整前四半期純利益	1,130	1,858
法人税、住民税及び事業税	103	76
法人税等調整額	111	430
法人税等合計	214	506
少数株主損益調整前四半期純利益	915	1,351
少数株主利益	157	5
四半期純利益	758	1,345

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	915	1,351
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△102	1
為替換算調整勘定	170	246
持分法適用会社に対する持分相当額	53	76
その他の包括利益合計	121	325
四半期包括利益	1,037	1,676
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	837	1,621
少数株主に係る四半期包括利益	199	55

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
(会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)												
<p>※1 のれんおよび負ののれんの表示 のれんおよび負ののれんは相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">441百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">144百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">297百万円</td> </tr> </table>	のれん	441百万円	負ののれん	144百万円	差引額	297百万円	<p>※1 のれんおよび負ののれんの表示 のれんおよび負ののれんは相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">366百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">132百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">234百万円</td> </tr> </table>	のれん	366百万円	負ののれん	132百万円	差引額	234百万円
のれん	441百万円												
負ののれん	144百万円												
差引額	297百万円												
のれん	366百万円												
負ののれん	132百万円												
差引額	234百万円												
<p>※2 当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額および 貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">3,750百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">600百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,150百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額および 貸出コミットメントの総額	3,750百万円	借入実行残高	600百万円	差引額	3,150百万円	<p>※2 当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額および 貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">3,750百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">400百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,350百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額および 貸出コミットメントの総額	3,750百万円	借入実行残高	400百万円	差引額	3,350百万円
当座貸越極度額および 貸出コミットメントの総額	3,750百万円												
借入実行残高	600百万円												
差引額	3,150百万円												
当座貸越極度額および 貸出コミットメントの総額	3,750百万円												
借入実行残高	400百万円												
差引額	3,350百万円												
<p>3 偶発債務 当社が受注した治験薬割付業務に関して、アルフレッサファーマ株式会社および田辺三菱製薬株式会社から、1,474百万円の損害賠償請求訴訟が平成23年2月18日東京地方裁判所に提起されました。当社は、今後裁判において当社の主張を明らかにしていく予定です。</p>	<p>3 偶発債務 同左</p>												

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)およびのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
減価償却費	773百万円	減価償却費	487百万円
のれんの償却額	130百万円	のれんの償却額	65百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	411	10	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,357	33	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	単体 サービス	B to B 国内子会社	B to B 海外子会社	B to C 子会社	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	29,840	3,179	3,204	884	37,108	—	37,108
セグメント間の内部 売上高または振替高	35	2,422	80	0	2,539	△2,539	—
計	29,876	5,601	3,285	884	39,648	△2,539	37,108
セグメント利益 または損失(△)	615	102	△17	233	933	162	1,095

(注) 1 セグメント利益または損失(△)の調整額162百万円は、セグメント間取引消去150百万円、のれんの償却額11百万円であります。

2 セグメント利益または損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高および利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	単体 サービス	B to B 国内子会社	B to B 海外子会社	B to C 子会社	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	31,168	2,901	3,345	768	38,184	—	38,184
セグメント間の内部 売上高または振替高	61	2,339	126	0	2,527	△2,527	—
計	31,229	5,241	3,471	769	40,711	△2,527	38,184
セグメント利益	1,698	75	23	22	1,820	51	1,871

(注) 1 セグメント利益の調整額51百万円は、セグメント間取引消去20百万円、のれんの償却額30百万円であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	18円44銭	32円70銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	758	1,345
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	758	1,345
普通株式の期中平均株式数(株)	41,146,529	41,145,381
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	普通株式 新株予約権1銘柄 216,000株	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

重要な訴訟事件等

当社は日本GE株式会社から、3D-CADソフトウェアの販売取引に関する詐欺行為が発端となり提起された、損害賠償請求訴訟および売買代金返還請求訴訟、ならびに譲受債権請求訴訟について、請求棄却を求めて争って参りましたが、各訴訟を早期に解決するために、日本GE株式会社と訴訟外で和解し、平成22年10月に、日本GE株式会社に対して2,477百万円を支払い、投資その他の資産の「その他」として計上しております。

なお、当社は支払額について、上記詐欺行為に関し責任のある第三者から回収する予定であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月12日

トランス・コスモス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯 本 堅 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 豪 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 南 伸 明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトランス・コスモス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、トランス・コスモス株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。